

経済要録

国 内

◇サラ金規制法関連の政省令

政府は8月10日、「貸金業の規制等に関する法律の施行期日を定める政令」(法の施行期日は昭和58年11月1日)、および「貸金業の規制等に関する法律施行令」を公布した。また、大蔵省は8月10日、「貸金業の規制等に関する法律施行規則」、および「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律附則第九項第一号に規定する小規模のものを定める省令」を制定した。

◇1980年代経済社会の展望と指針

政府は8月12日、経済審議会策定の「1980年代経済社会の展望と指針」(8月9日答申)を閣議決定した。この「展望と指針」は、昭和58年度から昭和65年度までを対象期間とし、事態の変化に弾力的に対応しうる内容となっている点が特徴であり(注)、その重点項目は、①行財政改革の推進、②創造的知識集約化等産業構造の一層の高度化、③民間活力の重視とその活用、④経済、産業面での協力を通じた世界経済への貢献、の4点である。その構成は以下のとおり。

(総論)

I. 基本的役割と考え方

- [1] 基本的役割
- [2] 今回の「展望と指針」の重点
- [3] 指針に沿った政策の実施と情勢の変化への弹力的対応

II. 1980年代の歴史的位置づけと変化の方向

- [1] 戦後の世界と日本
- [2] 1980年代の変化の基本方向
- [3] 求められる創造的安定社会の構築
- [4] 創造的対応への発想

III. 80年代経済社会の目指す方向と政策

- [1] 創造的安定社会の構築
- [2] 経済運営の基本的課題

(各論)

IV. 政策の基本方向

- [1] 完全雇用の達成と物価の安定
- [2] 行政の改革と財政の改革、金融の対応
- [3] 国際経済社会の発展への貢献
- [4] 活力ある経済社会の建設
- [5] 国民生活の安定と向上

(注) そのため、名称には「計画」という語が用いられておらず、また、過去の経済計画において示された累積公共投資額、租税負担率、経常収支等の具体的目標数値は、一切明示されていない。

◇中期利付国債および割引国債の窓販開始に伴う省令改正

大蔵省は8月26日、58年10月から始まる銀行等の中長期利付国債および割引国債の窓販に際し、「銀行法施行規則の一部を改正する省令」を制定した。また、同日付で関連通達を各金融機関に発出した。

◇長期金利の引上げ

政府は、長期国債、政府保証債、公募地方債の発行条件を次のとおり改定し、9月債より実施した(長期国債は8月30日、政府保証債、公募地方債は9月3日にそれぞれ決定、なお公募地方債は休債)。

国債等の発行条件

| | | 変更後 | 変更前 |
|-------|----------|-------|-------|
| 長期国債 | 表面利率(%) | 7.5 | 7.5 |
| | 発行価格(円) | 97.25 | 98.00 |
| | 応募者利回(%) | 7.994 | 7.857 |
| 政府保証債 | 表面利率(%) | 7.6 | 7.6 |
| | 発行価格(円) | 97.75 | 98.50 |
| | 応募者利回(%) | 8.005 | 7.868 |
| 公募地方債 | 表面利率(%) | 7.6 | 7.6 |
| | 発行価格(円) | 97.75 | 98.50 |
| | 応募者利回(%) | 8.005 | 7.868 |

◆事業債の発行条件の引上げ

引受証券会社は事業債の発行条件を次のとおり改定し、9月債から実施した(9月3日決定)。

事業債の発行条件の改定

| 期間 | 発行価格 (円) | 表面利率 (%) | | 応募者利回り (%) | |
|------|-------------|------------------|------------|---------------|-------------------|
| | | 改定後 | 改定前 | 改定後 | 改定前 |
| AA格債 | 12年 | 98.50 (-0.75) | 7.7 (0) | 7.7 | 7.944 (+0.123) |
| AA格債 | 10年 | 98.75 (-0.75) | 7.7 (0) | 7.7 | 7.924 (+0.136) |

(注) カッコ内は改定幅。